

令和6年度 第1回相生市都市計画審議会会議録

開催日	令和7年1月30日（木） 10:00～10:30
場所	相生市総合福祉会館4階401研修室
出席委員	丸山委員、森下委員、三田村委員、瀧川委員、山本委員、今井委員、池田委員、金川委員、村上委員、森委員（武田代理出席）
欠席委員	
開会	10:00～
事務局	みなさんこんにちは、定刻になりましたのでただ今から令和6年度第1回都市計画審議会を開催いたします。 まず、最初に、事前に配布しております資料、お手元に配付しております資料の確認をさせていただきます。「相生市都市計画審議会資料」、「相生市都市計画審議会議案参考資料」、「相生市都市計画審議会条例」、「相生市都市計画審議会議事運営要綱」の4つの資料となります。もし無いようでしたらお声かけ願います。 次に、審議会資料を開き、次第をご覧ください。次第4の諮問事項の番号が空欄となっております、諮問の1つ目が諮問第1号、2つ目が諮問第2号となりますので、加筆をお願いいたします。また、3ページ、9ページにもそれぞれ、諮問第1号、諮問第2号となりますので、加筆をお願いいたします。 それでは、本審議会ですが前回、令和3年1月に開催しており、今回久しぶりの開催となっております。審議会委員については、直近の改選は令和6年6月1日付での委員の任命となっており、今回は改選後、初めての開催であります。 まず、委員の紹介から始めさせていただきます。審議会資料2ページの名簿順で紹介させていただきます。 （出席委員の紹介） （市職員の紹介） 本日は代理を含め委員全員の出席となり、相生市都市計画審議会条例第5条第2項に規定する2分の1以上の出席がございますので、会議を開催させていただきます。 尚、本日の傍聴者は0名です。 それでは、市長よりご挨拶申し上げます。
谷口市長	本日は、令和6年度第1回相生市都市計画審議会を開催させていただきましたところ委員の皆様には、大変ご多忙のなかご出席を賜わりありがとうございます。 本日の案件といたしましては、まず「会長・副会長の選任」と「西播都市計画公園の変更」、「西播都市計画下水道の変更」についての、2件の諮問をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

事務局	ありがとうございました。本日の議事は、役員改選が入っております。本来ならば会長に議長を務めていただく訳ですが、このたびは、まだ決まっておりませんので、会長が決まるまで市長を議長とさせていただきます。 市長、よろしくお願いいたします。
谷口市長	それでは、議事に入らせていただきます。 議第1号、役員の選任について、会長および副会長は、相生市都市計画審議会条例第4条第2項の規定により審議会において、委員のうちから互選することとなっております。まず、会長から選任いたします。どのように取り計らいましょうか。どなたかご発言をいただければ幸いです。
委員	行政経験もあり、地域の自治会活動をはじめ、地域の活性化にご尽力をいただいている一委員に会長をお願いしてはどうでしょうか。
谷口市長	ありがとうございます。委員より発言がありましたが、いかがでしょうか。
各委員	異議なし。
谷口市長	ありがとうございます。それでは、異議なしの声が聞かれましたので、会長を一委員をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。 それではここで議長を交代させていただきます。 会長、よろしくお願いいたします。
会長	(会長あいさつ) それでは次に、副会長を選任したいと思います。どのように取り計らいましょうか。どなたかご発言をいただければ幸いです。
委員	商工業の振興について、知識と経験が豊富な一委員に副会長をお願いしてはどうでしょうか。
会長	ありがとうございます。一委員より発言がありましたが、いかがでしょうか。
各委員	異議なし。
会長	ありがとうございます。 それでは異議なしの声が聞かれましたので、副会長を一委員をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。 一副会長、ひと言ご挨拶をお願いします。
副会長	(副会長あいさつ)
会長	では次に、本日の議事録署名委員であります。都市計画審議会議事運営要綱第7条第2項の規定により指名することとなっておりますので、一委員と一委員を指名させていただきます。よろしくお願いいたします。

	本日は、冒頭に事務局より説明のあったとおり、久しぶりの開催となりますので、議事の前に、都市計画審議会の役割等について、事務局より簡単に説明をお願いします。
事務局	相生市都市計画審議会は、都市計画法第77条の2に基づき設置される法廷の機関で、本市では相生市都市計画審議会条例により設置しております。 都市計画は、都市の将来の姿を決定するものであり、住民の生活に大きな影響を及ぼします。このため、都市計画を定める時は、行政機関だけで判断するのではなく、本日出席されている、学識経験者、議会の議員、関係する行政機関の職員の皆様から構成される審議会の調査審議を経て決定することとなっています。審議会は、市長の諮問に応じて都市計画に関する事項を調査審議することや、国や県といった関係行政機関に建議することができます。委員は、本審議会条例に基づき、10人以内で構成されています。なお、市政において重要な役割を果たしている本審議会の会議については、その運営の透明性を確保するため、原則公開としております。今後、委員の皆様には、こういった役割を担っていただくこととなりますので、どうぞよろしくお願いいたします。 以上になります。
会長	本日は、都市計画審議会の条例等も配付していただいておりますので、また後ほどご覧下さい。 それでは、諮問事項に移らせていただきたいと思います。審議会資料3ページ、諮問第1号 西播都市計画公園の変更について担当から説明をお願いいたします
担当者	それでは、諮問第1号 西播都市計画公園の変更について説明させていただきます。 (資料に沿って説明)
会長	ただいま、説明を受けましたが、ご質問又は、ご意見がございましたらお願いいたします。
各委員	特になし
会長	意見がないようですので、諮問第1号 西播都市計画公園の変更については、原案のとおり承認し、市長に答申してよろしいでしょうか。
各委員	異議なし
会長	異議なしということで、本諮問事項については原案のとおり承認いたします。 次に審議会資料9ページ、諮問第2号 西播都市計画下水道の変更についてを担当から説明をお願いいたします。
担当者	それでは、諮問第2号 西播都市計画下水道の変更について説明さ

	させていただきます。
会長	ただいま、説明を受けましたが、ご質問又は、ご意見がございましたらお願いいたします。
各委員	特になし
会長	意見がないようですので、諮問第2号 西播都市計画下水道の変更については、原案のとおり承認し、市長に答申してよろしいでしょうか。
各委員	異議なし
会長	異議なしということで、本諮問事項については原案のとおり承認といたします。 議事については以上となりますが、その他事務局から何かあれば説明願います。
事務局	それでは、今回、諮問させていただいた2件について、今後の予定を説明いたします。 今回変更する公園及び下水道施設については、いずれも市決定であります。本日、本審議会において変更について承認いただきましたので、2月に変更の決定告示、縦覧をいたしたいと思っております。
会長	事務局より説明がありましたが、このことについて、何か質問がありましたらお願いいたします。
各委員	特になし
会長	それ以外で、委員の方から都市計画全般に関して何か質問はございませんか。
各委員	特になし
会長	無いようでしたら、これで、令和6年度第1回相生市都市計画審議会を閉会いたします。本日は、ありがとうございました。
閉 会	10：30